

第2次草津市みどりの基本計画（改定版）
内容改定のポイント

1. 改定趣旨

- ① 都市公園法、都市緑地法、都市計画法等に係る法令改正の動きに応じて、公園管理の方針の考え方や生態系保全の方針等を含める。
- ② 「第5次草津市総合計画（第3期基本計画）」の基本方針を踏まえ、「ガーデンシティくさつ」の実現を図る。

これら2点に対応するため、「第2次草津市緑の基本計画」を見直したもので、②については、「健幸都市づくり」の取り組みと一体的な推進を図るもの。

2. 主に改定趣旨①を踏まえた、計画課題の更新

現計画の課題

- （守る）： ふるさとの水とみどりを保全し、継承していくことが重要
- （つくる）： 都市を彩るみどり、まちなかのみどりを生み出し、あるいは再生する、さらには維持管理して持続させていくことが重要
- （育てる）： 市民自らがみどりのまちづくりに参加し、みどりのまちづくりを支えていくことが重要



- 課題1**： 「ガーデンシティ」「健幸都市」の視点から、交流機会の充実やコミュニティの形成が求められます。
- 課題2**： ガーデニングの拠点となりうる都市公園等の魅力を向上させ、有効に活用することが求められます。
- 課題3**： 公園の管理運営を担い、ガーデニングを広める組織を、市民・企業・行政が一体となってつくっていくことが求められます。

3. 将来像の再編

- ① まちや人の姿： 内容踏襲、都市のあるべき姿を現計画から調整し1項目に整理
- ② みどりの目標水準： 現計画を踏襲し、「ガーデンシティくさつ」の実現に係る項目を追加し、将来像を校正する1項目として整理。
- ③ みどりの都市構造： 現計画を補正し、ゾーン別の整備方針を割愛（将来像の項目ではないため。また、内容は各施策の中で含んでいるため）

4. 施策体系の再編

- ① 草津川跡地公園整備など、みどりに係る事業の進捗を踏まえて、「育てる」「つくる」「守る」の順で、実際に行う事務事業との関係が見える内容に再編。
- ② 改定趣旨②に係る「ガーデニング」「健幸都市」、改定趣旨①に係る「農空間」に関する施策を位置づけ。

5. 緑化重点地区の再編

- ① 緑化推進の重点地区と、緑地保全の重点地区に再編しました。
- ② 緑化推進の重点地区は、まちなか重点地区の名称とし、市街化区域と草津川跡地市街化調整区域分とし、従来含んでいたロクハ公園を外すこととしました。
- ③ 緑地保全の重点地区は、湖岸重点地区の名称とし、琵琶湖岸景観形成重点地区、草津守山湖岸風致地区と琵琶湖岸緑地を設定することとしました。

6. 公園等の管理運営の方針と生態系の保全の方針を記載

- 改正趣旨①を踏まえて、上記方針を新たに含めました。